

## 正 誤

埼玉県公営企業管理規程第七号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中  
訂正

ページ 附則中 行

三 第一項本文 前から一

誤

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十四条から第十四条の四まで、及び第十五条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

正

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。